

事務連絡

令和2年5月1日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員所社各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱い
に関して（周知依頼）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、農林水産省より以下の連絡がありましたので、ホームページ
の新着情報欄に掲載し、お知らせします。

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、
感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者
への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置
等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく
周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税庁より、以下の国税の取扱いに関するパンフレットの周知につ
いて依頼がありましたので、貴協会会員に周知いただくとともに、貴協会のホームペー
ジへの掲載、事務所での設置などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

周知するパンフレット

別添1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡
易な手続で期限延長が可能です

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_01.pdf)

別添2 青色申告をはじめませんか

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_02.pdf)

別添3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税
の猶予をご利用ください

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_03.pdf)

別添4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予
する「特例制度」(案)

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)

別添5 欠損金の繰戻しによる還付の特例（案）

（ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf ）

別添6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例（案）

（ https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf ）

※ 別添3～6では、関係法案が国会で成立することが前提となる特例猶予（案）【等】の記載がございますが、あらかじめ制度案の概要をお知らせさせていただきます。

※ 別添3は、現行猶予と特例猶予（案）のどちらもご案内するリーフレットです。なお、ご参考までに、別添4で特例猶予（案）をより詳細に説明したリーフレットも併せて送付いたします。

（参考）国税庁ホームページ

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

内容ご確認の上、関係者への周知をお願いいたします。